

(令和7年2月改訂) 【本文版】

# 小・中学校等特別支援学級における 教育課程の編成について

島根県教育庁特別支援教育課

## 《本資料における略語等》

学教法：学校教育法（昭和22年法律第26号）

学教法施行令：学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

学教法施行規則：学校教育法施行規則（昭和25年文部省令第11号）

CS：学習指導要領

CS解説：学習指導要領解説

改善等通知：平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

特支：特別支援学校

知的特支学校：知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

特学：特別支援学級

通級：通級による指導

小：小学校 or 義務教育学校前期課程 or 特別支援学校小学部

中：中学校 or 義務教育学校後期課程 or 特別支援学校中学部

特支CS知的：特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第2章第2款以降の知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校に適用される規定

検定済み教科書（検定教科書、検定本）：文部科学大臣の検定を経た教科書

著作教科書（著作本）：文部科学省が著作の名義を有する教科書（☆本はこれに含まれる）

附則9条本：学校教育法附則第9条の規定による教科書（いわゆる一般図書）

☆本：知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校用の教科書

要録：指導要録

評価・評定：観点別学習状況の評価及び評定

国研：国立教育政策研究所

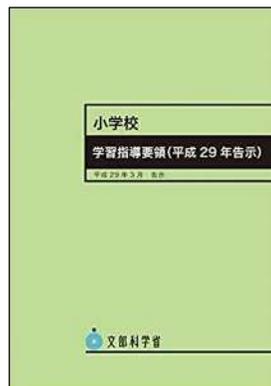
特総研：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

## 《本資料における略語等》

○特支：特別支援学校、特学：特別支援学級

○CS：学習指導要領

小学校CS



中学校CS



特支CS (②特支CS知的)



- ①視覚障害者、聴覚障害者、  
肢体不自由者又は病弱者で  
ある児童生徒に対する教育  
を行う特別支援学校
- ②知的障害である児童生徒に  
対する教育を行う特別支援  
学校

# 説明内容

1. 小・中学校における  
通常教育課程
2. 特別支援学級の教育課程
  1. 特別支援学級
  2. 教育課程の編成
  3. 指導計画の作成
  4. 教育課程の実施
  5. 学習評価
3. まとめ
4. 参考資料

# 1. 小・中学校における 通常教育課程

- 学校教育
- 教育課程の基本

# 学校教育

= **教育課程に基づく学校教育**

学習指導要領に基づく部分（教科の授業、学校行事など）

+ 教育課程によらない学校教育

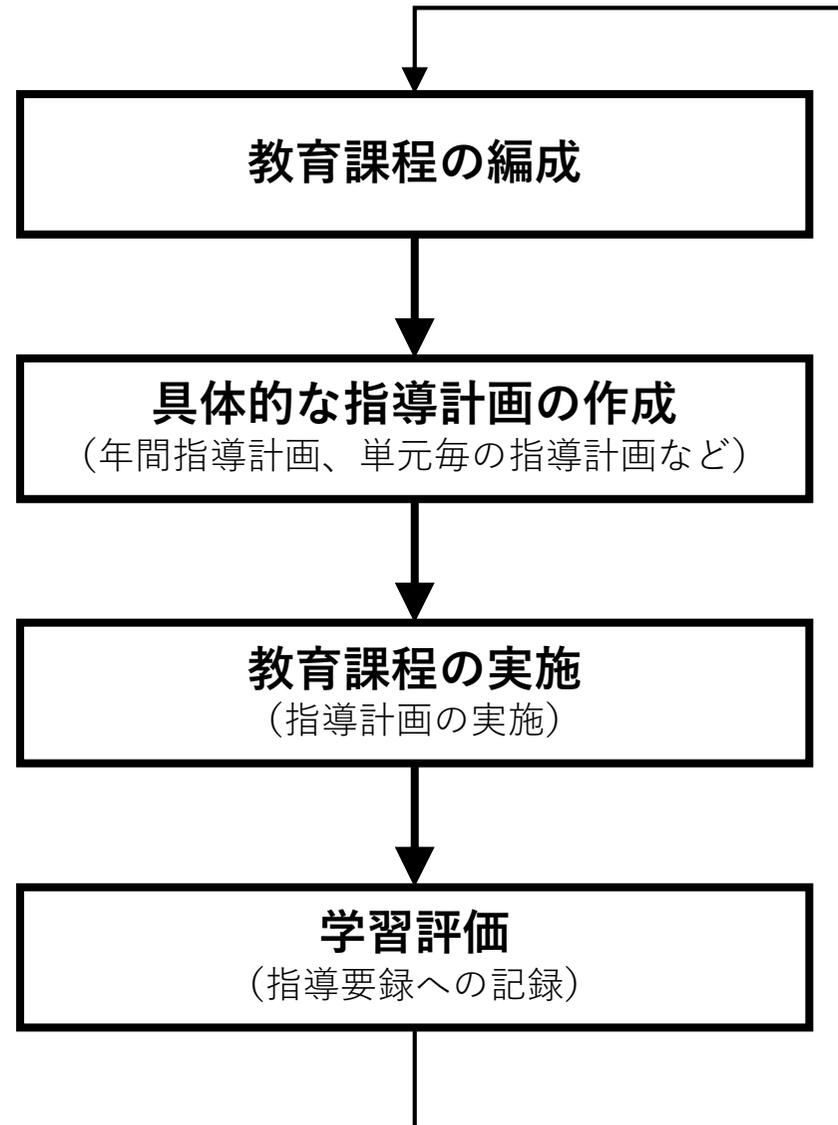
学習指導要領に基づかない部分  
（放課後の補習、部活動、課外活動など）

### 教育課程の編成や改善の手順の例

- ①教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。
- ②教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。
- ③教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。
- ④学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。
- ⑤教育課程を編成する。
- ⑥教育課程を評価し改善する。

(小学校学習指導要領解説総則編 第3章第1節4)

# 小学校・中学校における教育課程の編成・実施の流れ



カリキュラム・  
マネジメント

- **教育目標の設定**

- • • 学教法第21条（義務教育の目標）  
第29条（小学校の目的）  
第30条（小学校の目標）

小学校CSの各教科等の目標等

- **指導内容の組織**

- • • 小学校CSの各教科等の内容

- **授業時数の配当**

- • • 学教法施行規則の標準授業時数

参考：小学校CS解説 総則編 第2章第1節 P11  
※参考資料については、別冊資料版に一覧にしています。

- 教育目標の設定

- ← 法令やCSで目標が定められている

- 指導内容の組織

- ← 法令やCSで教科等と内容が定められている

- 授業時数の配当

- ← 標準授業時数を踏まえて**学校で調整**

## 2. 特別支援学級の教育課程 ～特別の教育課程～

◆特別支援学校 (学教法第72条)

学教法施行令第22条の3

◆小学校・中学校

●特別支援学級 (学教法第81条第2項)

25文科初第756号

●通常の学級

➤通級による指導 (学教法施行規則第140条)

25文科初第756号

➤通常の指導の範囲内

参考：・平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」

・学教法第72条，第81条

# 特別支援学級とは、

- ・ 知的障害者，肢体不自由者，身体虚弱者，弱視者，難聴者，その他障害のある者に対して教育を行う学級
- ・ 小・中学校の学級の一つ

学教法に定める 小・中学校の目的及び目標を達成する学級

← **特別支援学校との違いに留意**

- 参考：
- ・ 学教法施行令第22条の3
  - ・ 平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）第1 3(1)特別支援学級
  - ・ 学校教育法施行規則第140条，第141条
  - ・ 平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）第1 3(2)通級による指導

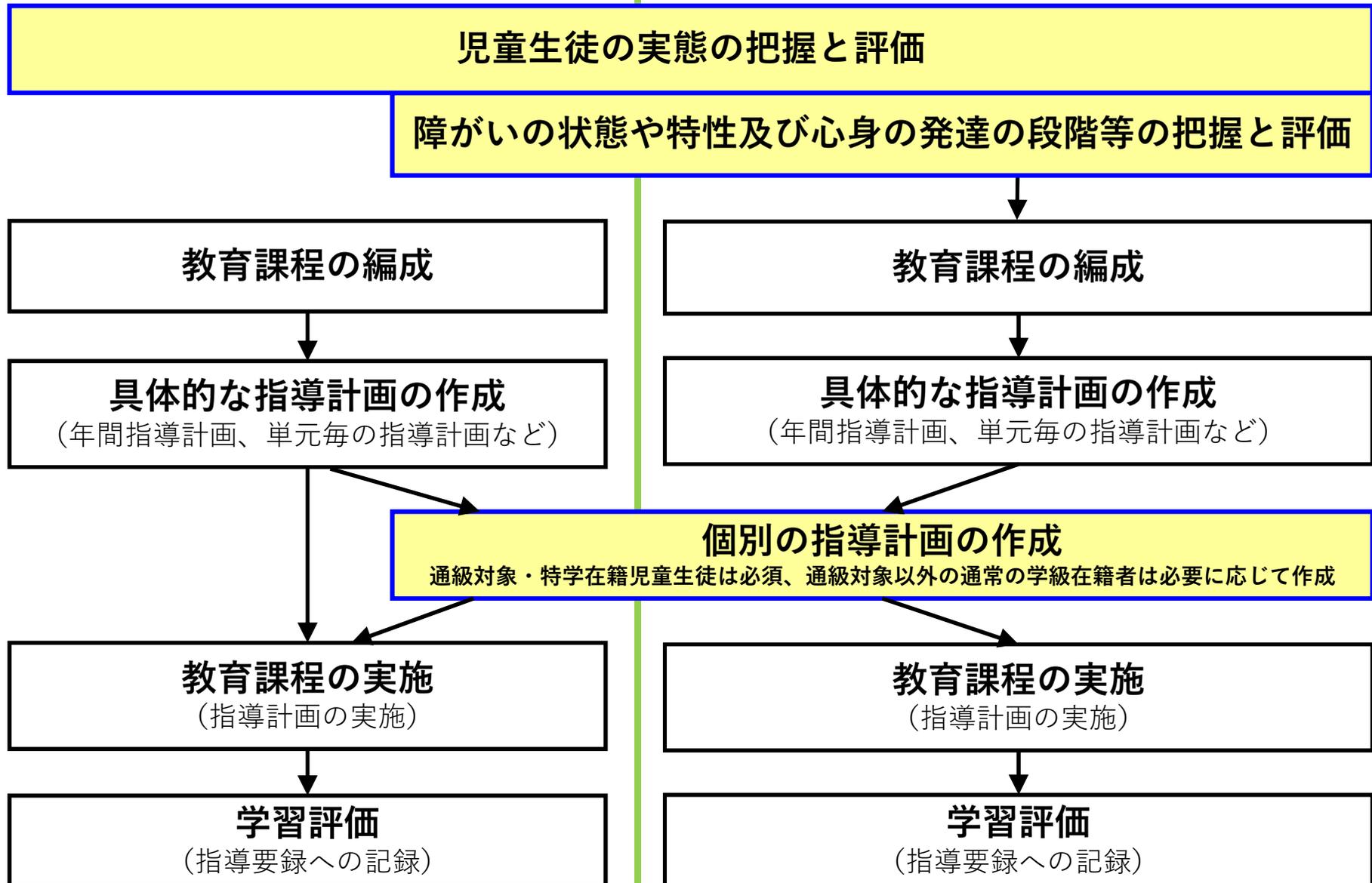
## 2. 特別支援学級の教育課程 ～教育課程の編成～

- 特別の教育課程
- 教科等の教育課程
- 自立活動の教育課程

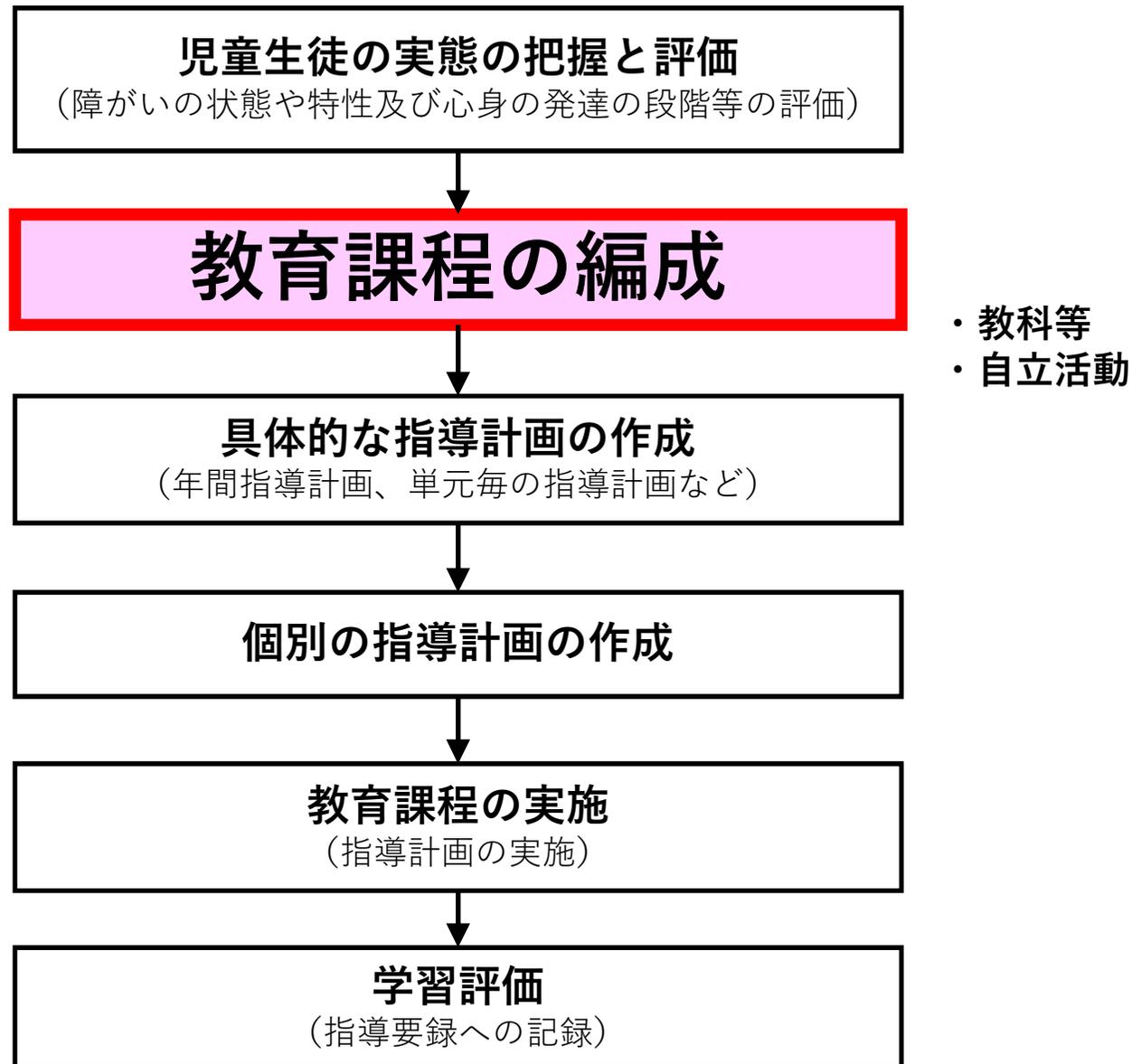
# 特別支援学級の教育課程の編成・実施の流れ

## 通常の学級

## 特別支援学級



# 特別支援学級の教育課程の編成・実施の流れ



参考：・学教法施行規則第138条

(学教法施行規則第50条, 第51条, 第52条, 第72条, 第73条, 第74条)

# 「特別支援学級」及び「通級による指導」の特別の教育課程

特別の教育課程

=

自立活動

+

教科等

参考：・小学校CS 第1章第4の2 P24

特別支援学級は、  
**学教法に定める小・中学校の目的及び目標を達成する学級**



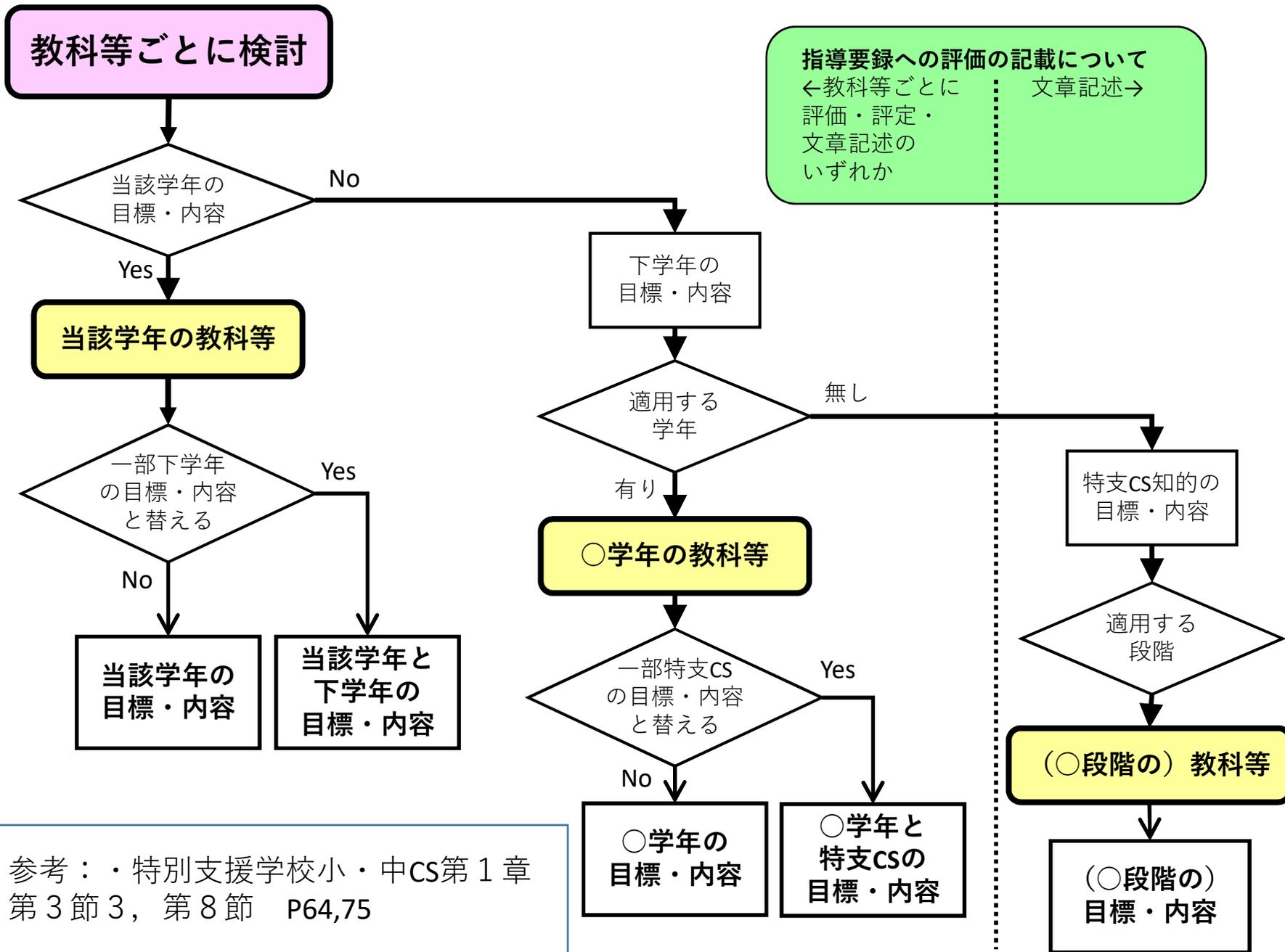
教育の内容等について必要かつ合理的な事項を大綱的に示した基準として、学習指導要領が定められている

**小学校：小学校学習指導要領**

**中学校：中学校学習指導要領**

参考：・小学校CS解説 総則編 第3章第4節2(1)② P109  
・特別支援学校小・中CS 第1章総則第3節 P64

# 特別支援学級の教育課程（教科等の部分：イ（イ））の検討の流れ



○特別支援学校小学部・中学部cs（平成20年告示）

第2章 各教科

第1節 小学部

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

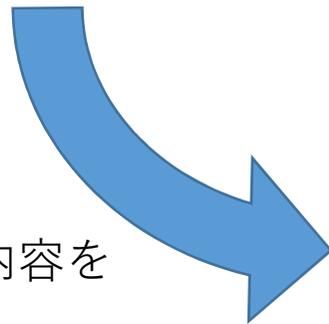
[算数]

2 内容

○1段階

- (1) 具体物があることが分かり、見分けたり、分類したりする。
- (2) 身近にあるものの大小や多少などに関心をもつ。
- (3) 身近にあるものの形の違いに気付く。

改訂により、目標・内容を具体的に規定！



○特別支援学校小学部・中学部cs（平成29年告示）

第2章 各教科

第1節 小学部

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

[算数]

2 各段階の目標及び内容

○1段階

A 数量の基礎

.....

B 数と計算

ア 数えることの基礎に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(ア) 次のような知識及び技能を身に付けること。

- ㊦ ものの有無に気付くこと。
- ㊧ 目の前のものを、1個、2個、たくさんで表すこと。
- ㊨ 5までの範囲で数唱をすること。
- ㊩ 3までの範囲で具体物を取ること。
- ㊪ 対応させてものを配ること。
- ㊫ 形や色、位置が変わっても、数は変わらないことについて気付くこと。
- (イ) 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
  - ㊬ 数詞ともものとの関係に注目し、数のまとまりや数え方に気付き、それらを学習や生活で生かすこと。

C 図形

.....

D 測定

.....

# 特別支援学級の教育課程 ベースの決定

「特別活動」以外に小CS（または中CS）に基づく教科等がある

Yes  
No

小学校は小学校CSベース  
中学校は中学校CSベース

教科等名

小学校は小学校の、中学校は中学校の  
在籍学年の通常の教育課程における  
教科名

必須教科等

小学校は小学校の、中学校は中学校の  
在籍学年の通常の教育課程における  
必須教科等

ベースによって変わることは2つ

- ①教科等名
- ②必須教科等

小学校は特支CS知的小ベース  
中学校は特支CS知的中ベース

教科等名

小学校は知的特支小学部の、中学校は  
知的特支中学部の教育課程における  
教科名

必須教科等

小学校は知的特支小学部の、中学校は  
知的特支中学部の教育課程における  
必須教科等（一部、学年や段階を考慮  
する必要あり）

# 全体として 調和のとれた教育課程と なっているか

例えば・・・

- ・国語（特支CS国語・小2段階）で外国語（小学校CS外国語・5年）
- ・生活・国語・算数（特支CS・小3段階）で音楽・図画工作（小学校CS・6年）
- ・知的学級だから特支CS？

※教育課程は児童生徒の発達段階を考慮して編成されるものである。  
調和とは、それぞれの児童生徒にとっての調和であり、数字上の調和のみ意識することは適切ではない。

参考：・小学校CS解説 総則編 第3章第4節2(1)② P108  
・特別支援学校CS自立活動編（幼・小・中） P28

①～⑧の考え方や具体的手順など詳細については、特支CS解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）を参照のこと。

図3	肢体不自由（脳性まひ）と重度の知的障害	P	32
図4	聴覚障害	P	36
図5	視覚障害	P	128
図6	聴覚障害	P	132
図7	知的障害	P	136
図8	肢体不自由	P	140
図9	病弱	P	144
図10	言語障害	P	148
図11	自閉症	P	152
図12	学習障害	P	156
図13	注意欠陥多動性障害	P	160
図14	高機能自閉症（アスペルガー症候群を含む）	P	164
図15	盲ろう	P	168

# 標準授業時数を参考に 適切な授業時数と なっているか

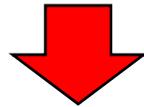
- ✓学習内容の分量に応じた授業時数となっているか
- ✓自立活動に必要な授業時数が確保されているか
- ✓調和の取れた授業時数の配分となっているか

例えば、・・・

道徳科の授業時数が35単位時間（小1は34）を下回っている  
特別活動の授業時数が35単位時間（小1は34）を下回っている  
特定の教科の授業時数が、大幅に減じられている

参考：・特別支援学校・中CS 第1章第3節3(2)P66  
・教育課程の例  
・学校教育法施行規則第126条，第127条，第130条

「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」  
「作業学習」等の「各教科等を合わせた指導」と教育課程  
との関連は？



教育課程は各教科等で編成します。

「各教科等を合わせた指導」は指導の形態であるため、  
「各教科等を合わせた指導」で教育課程を編成することは  
できません。

教育課程を編成した後、特に必要があるかどうかを検討し、  
必要に応じて教科等を合わせて指導を行うことができます。

「各教科等を合わせた指導」とは、  
教科等ではなく、  
教科等の指導（授業）の一形態

**「教科等を合わせた指導」として実施する場合も、各教科等の目標の達成を目指し、評価は教科等ごとに行います。**

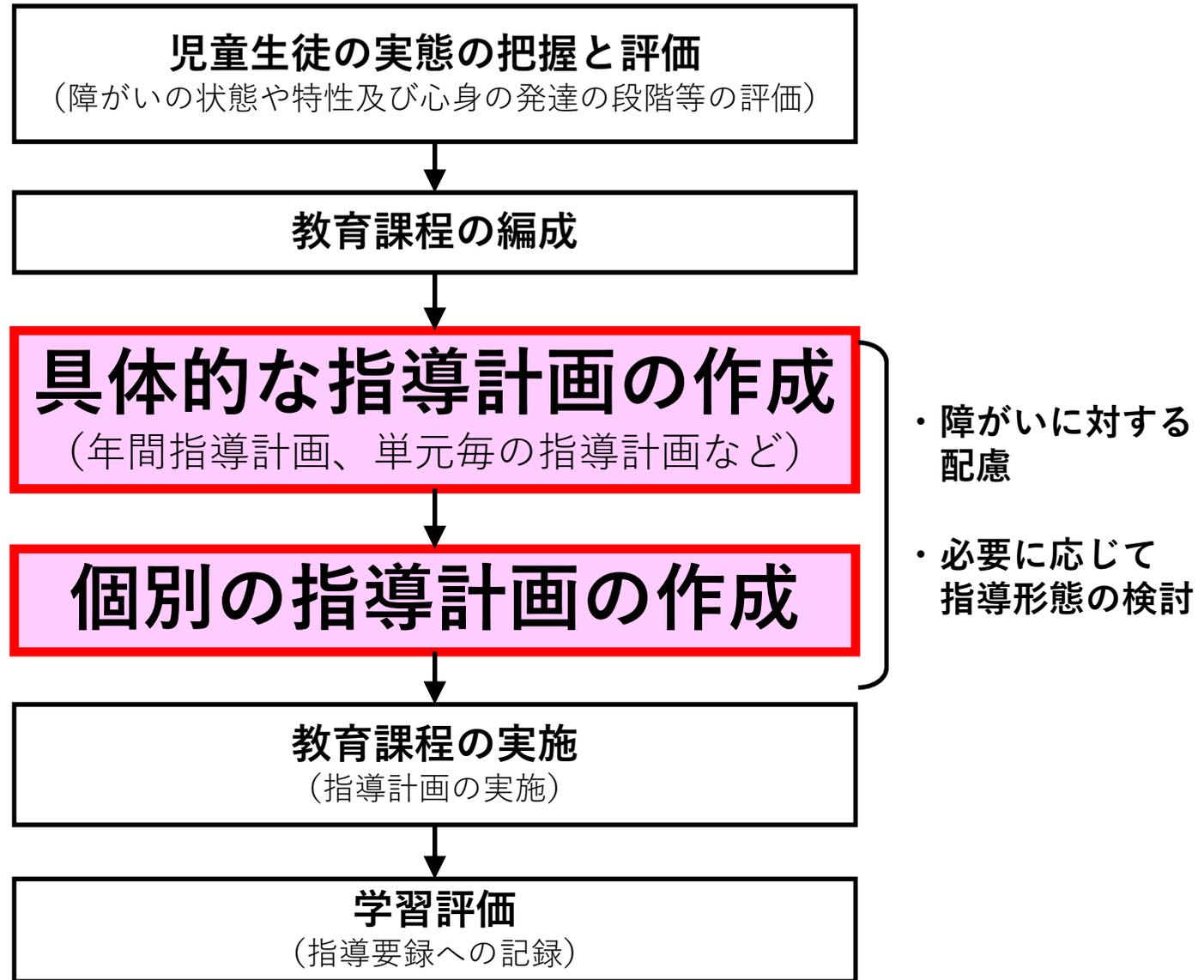
**※指導要録への記載は上の通り。  
ただし、通信票等に「教科等を合わせた指導」の評価として記載することは可能。**

参考：・学教法施行規則第53条  
・小学校CS第1章第2の3の(3) P21  
・小学校CS解説 総則編 P72

## 2. 特別支援学級の教育課程 ～指導計画の作成～

- 各教科等を合わせた指導
- 個別の指導計画
- 障がいに対する指導上の配慮

# 特別支援学級の教育課程の編成・実施の流れ



参考：・特別支援学校小・中CS 第1章第3節の3の(3)のアの(オ) P67  
・特別支援学校小・中CS解説 総則編 P239

# 各教科等を合わせた指導

## 構成要素 (教科等)

<u>〇〇科</u> 目標：A 内容：A 授業時数：a	<u>△△科</u> 目標：B 内容：B 授業時数：b	<u>◇◇科</u> 目標：C 内容：C 授業時数：c	<u>自立活動</u> 目標：D 内容：D 授業時数：d
--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------------



## 指導の形態

**【各教科等を合わせた指導】**  
教科等：〇〇科 + △△科 + ◇◇科 + 自立活動  
目標：A + B + C + D  
内容：A + B + C + D  
授業時数：a + b + c + d

特支CS知的の教科等同士を合わせることができる

### 不可な例

小学校CS国語・1年 + 小学校CS算数・1年 + 小学校CS生活・1年 + 特支CS自立活動

→ **生活単元学習**

特支CS生活・小1段階 + 小学校CS体育・1年 + 特支CS自立活動

→ **遊びの指導**

中学校CS社会・3年 + 中学校CS理科・3年 + 中学校CS技術・家庭・3年 + 特支CS自立活動

→ **作業学習**

### 可能な例

特支CS国語・小2段階 + 特支CS算数・小1段階 + 特支CS生活・小2段階 + 特支CS自立活動

→ 生活単元学習

特支CS社会・中1段階 + 特支CS理科・中1段階 + 特支CS職業・家庭・中1段階 + 特支CS自立活動

→ 作業学習

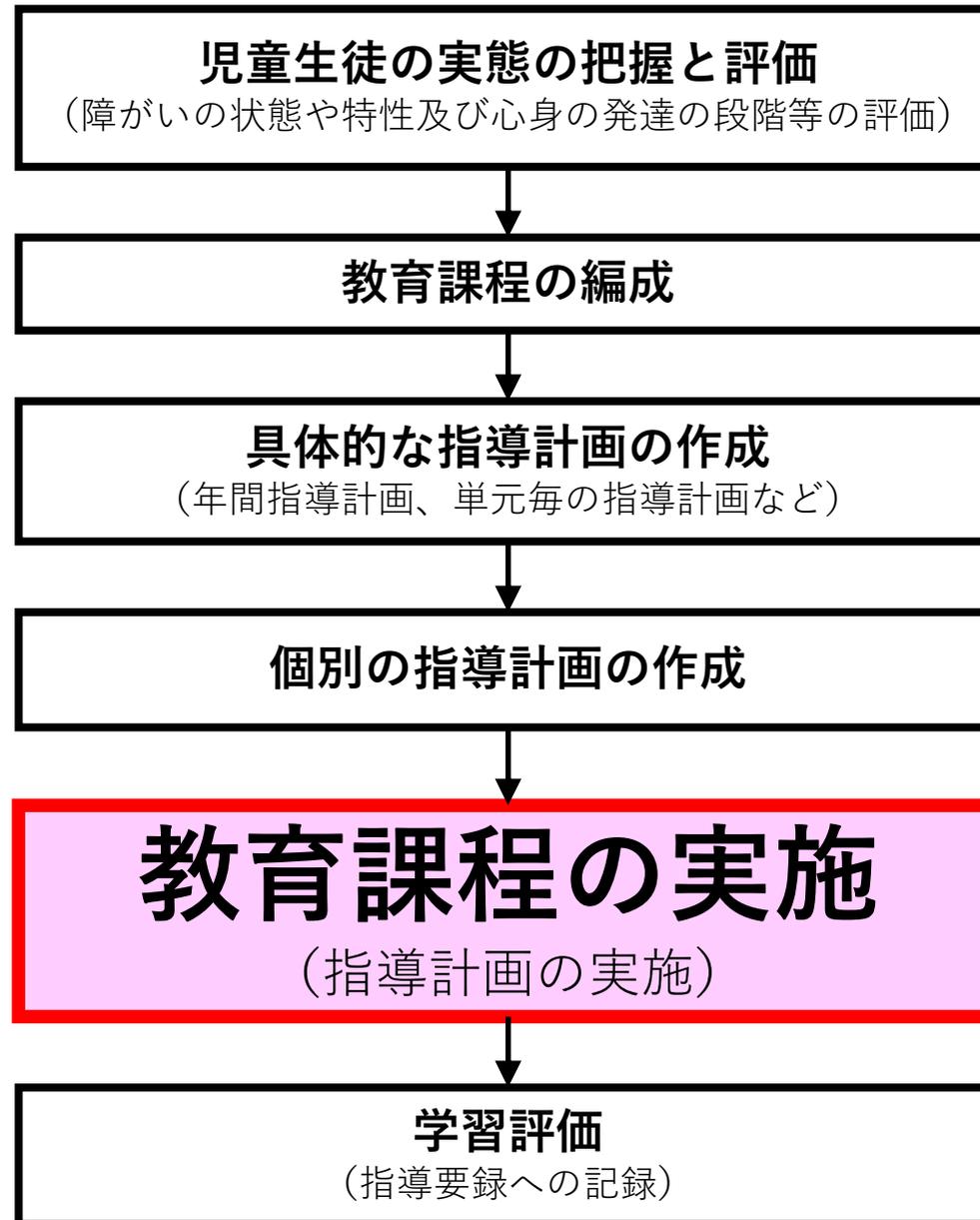
## 特別支援学級の教育課程

- 参考：
- ・小学校CS 第1章第4の2の(1) P24
  - ・小学校CS解説 総則編 P112
  - ・特別支援学校小・中CS第1章第3節の3の(3) P68
  - ・特別支援学校小・中CS解説 総則編 P240
  - ・小学校CS 第2章第1節第3の1の(9) P39
  - ・小学校CS解説 国語編 P160
  - ・小学校CS解説 社会編 P139
  - ・小学校CS解説 算数編 P327
  - ・小学校CS解説 理科編 P97
  - ・小学校CS解説 生活編 P65
  - ・小学校CS解説 音楽編 P122
  - ・小学校CS解説 図画工作編 P111
  - ・小学校CS解説 家庭編 P76
  - ・小学校CS解説 体育編 P165
  - ・小学校CS解説 外国語活動・外国語編 P47,127
  - ・小学校CS解説 総合的な学習の時間編 P43
  - ・小学校CS解説 特別活動編 P149
  - ・特別支援学校小・中CS 第2章第1節第1款 P78
  - ・特別支援学校小・中CS解説 各教科等編 第4章第2節 P27

## 2. 特別支援学級の教育課程 ～教育課程の実施～

- 教科書の選定
- 交流及び共同学習

# 特別支援学級の教育課程の編成・実施の流れ



- ・教科書
- ・交流及び共同学習

# 教科書とは、

- 教科書は正式には「教科用図書」といい、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの学校で教科を教える中心的な教材として使われる児童生徒用の図書
- 我が国では学校教育における教科書の重要性を踏まえ、原則として上記の学校では文部科学大臣の検定に合格した教科書または文部科学省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならない

※「教科書」は無償給与されるものであり、児童生徒一人一人の教育課程にひもづいていることが重要です。

## 教科書について

(問) 教科書は、学校教育の中でどのような位置付けになっていますか？

### (回答)

教科書は、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、**教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材**」として位置付けられ、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たしています。

また、教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るため、上記の各学校において、**教科書を使用することが義務付け**られています。

我が国の学校教育においては、各学校が編成する教育課程の基準として文部科学省が学習指導要領を定めており、**教科書は、この学習指導要領に示された教科・科目等に応じて作成**されています。

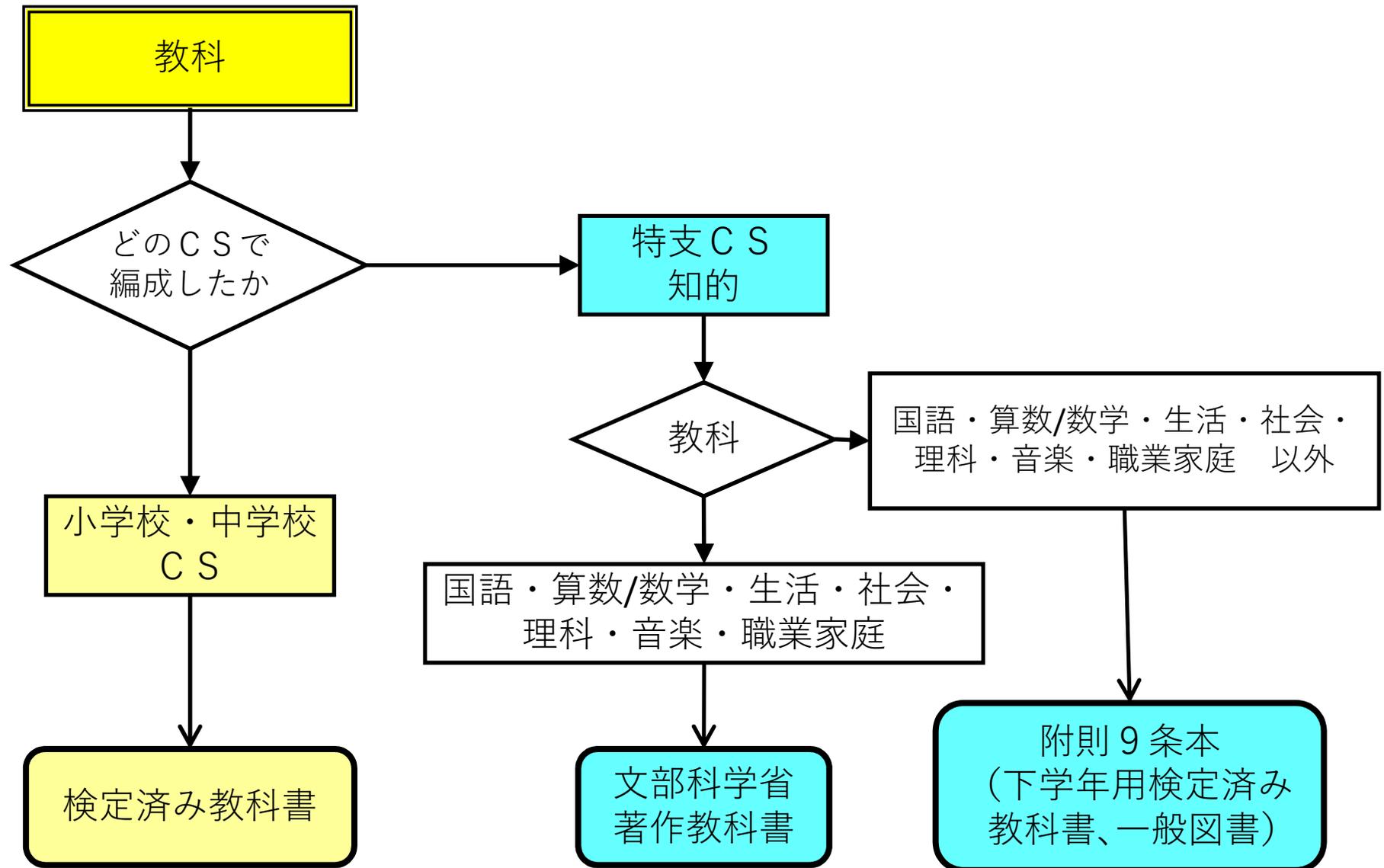
各学校においては、教科書を中心に、教員の創意工夫により適切な教材を活用しながら学習指導が進められています。



(出典) 文部科学省HP 教科書Q&A  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/010301.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/010301.htm)

参考：・学教法第34条，附則9条  
・学教法施行規則第56条の5，第139条

# 教科書の選定の流れ



「☆本」が発行されている上記の教科書については、原則「☆本」を選定

## 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について

文部科学省では、特別支援学校用に視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導の教科書、知的障害者用の教科書を作成しております（文部科学省著作教科書（特別支援学校用））。平成29年4月の特別支援学校学習指導要領改訂を踏まえ、これらの教科書についても改訂を行ったところです。

小学校等に設置された特別支援学級においては、学校教育法第34条により、子供の障害の状態に合わせ、文部科学省著作教科書を使用することができます。

なお、文部科学省著作教科書を用いた指導に資するため、教科書で取り上げた題材や指導上のねらい等をまとめた解説等も発行されています。

※詳しくは教科書目録 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/mokuroku.htm)) をご確認ください。

### 視覚障害者用教科書

視覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階で国語・社会・算数・理科・外国語・道徳の6教科、中学校段階では国語・社会・数学・理科・外国語・道徳の6教科の点字教科書があります。



### 聴覚障害者用教科書

聴覚障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階・中学校段階を対象として、言語指導に関する教科書が作成されており、約20年ぶりに改訂されました。聴覚障害の特性を踏まえ、国語の学習をする際には、よりきめ細やかな配慮が必要なことから、検定教科書と併せて使用されています。



### 知的障害者用教科書

知的障害者用の文部科学省著作教科書については、小学校段階及び中学校段階の国語、算数・数学、音楽の教科書があります。各教科書は、特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科に示している内容と段階に対応して作成されており、学年別ではなく児童生徒の障害の状態等に応じて適切なものが使用されています。

（小学部1段階は☆☆、2段階は☆☆☆、3段階は☆☆☆☆、  
中学部1段階は☆☆☆☆、中学部2段階は☆☆☆☆☆）



# 知的障害者用教科書（小学部）

## 国語

## 算数

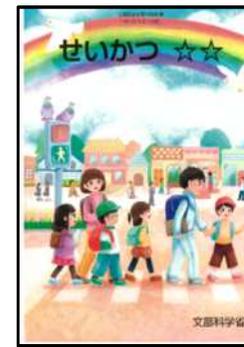
## 生活

## 音楽

1  
段階  
(☆)



2  
段階  
(☆☆)



3  
段階  
(☆☆☆)



# 知的障害者用教科書（中学部）

国語

社会

数学

理科

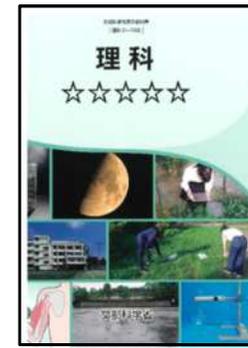
音楽

職業・家庭

4  
段階  
( ☆ ☆ ☆ ☆ )



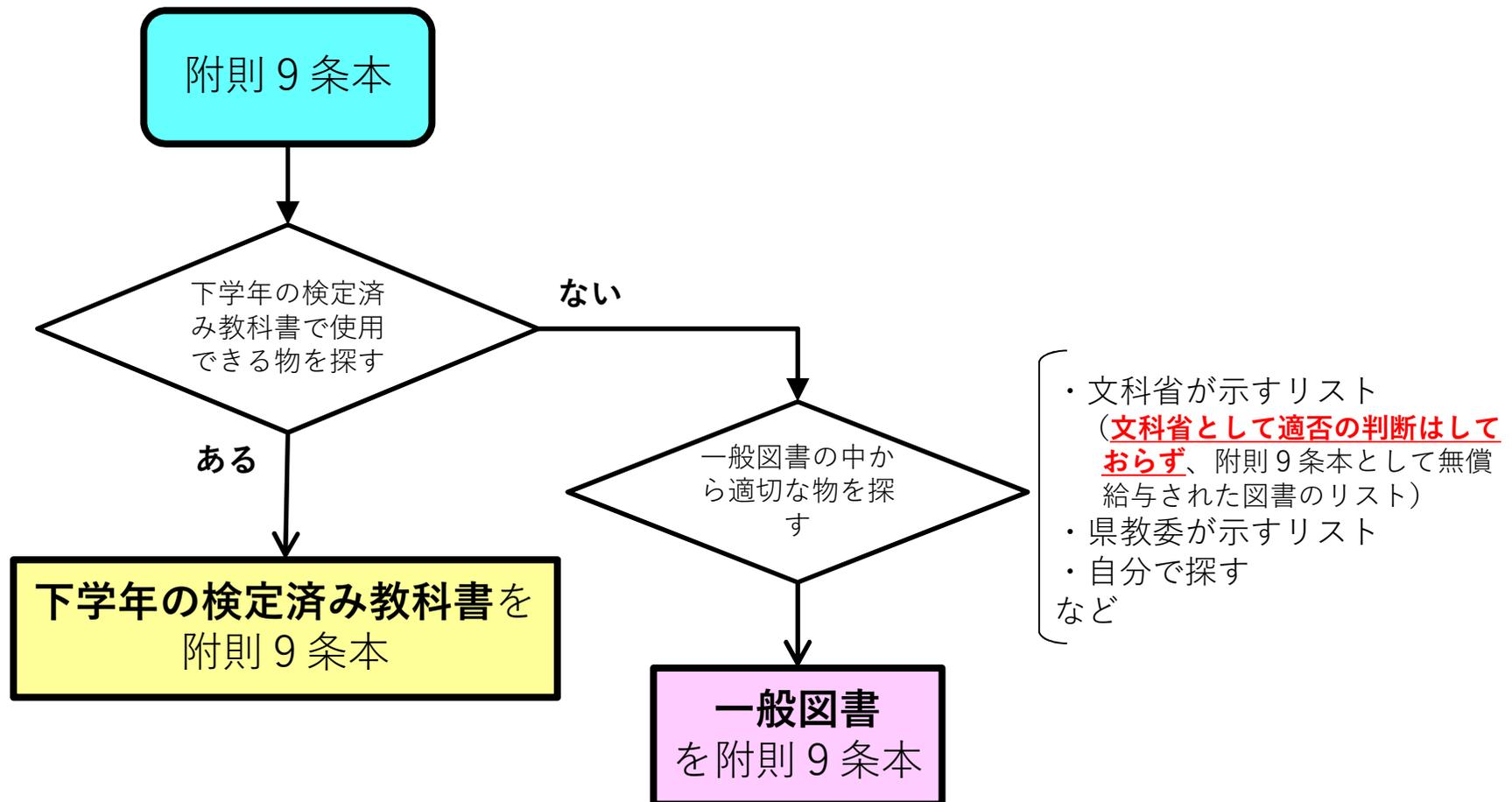
5  
段階  
( ☆ ☆ ☆ ☆ ☆ )



## 附則 9 条本の選定の流れ

### 附則 9 条本

検定済み教科書、文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合に、他の適切な図書を教科書として使用する例外的な仕組み



一般図書は、通常、学習指導要領を  
基に作成されているものではない  
ことに留意する

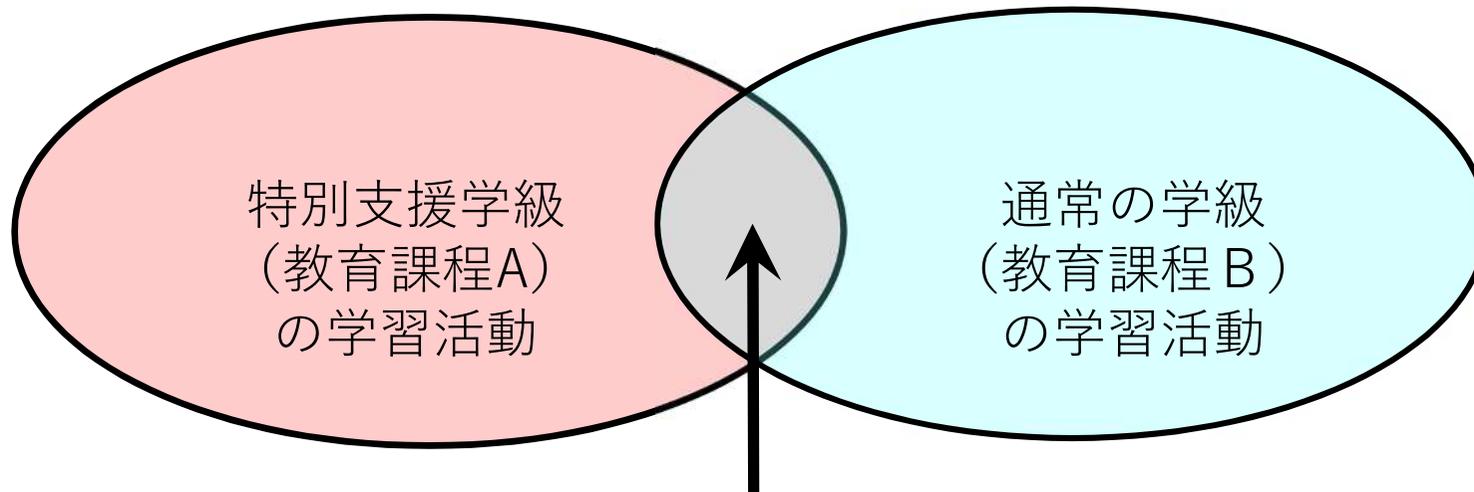
不足分は、教員が教材や資料を用意する必要がある

## 特別支援学級の教育課程と使用する教科書

小学校で作成すべき教育課程表(小学校CSベース)の例

教科等	CS・学年/段階	授業時数		教科書等
国語	特支CS国語・小2段階	265		国語☆☆
社会	小CS生活・2年	53		生活 下
算数	特支CS算数・小2段階	175		算数☆☆
理科	小CS生活・2年	52		生活 下
生活	—	—		—
音楽	小CS音楽・3年	60		音楽3年
図画工作	小CS図画工作・3年	60		図画工作3・4年 上
家庭	—	—		—
体育	小CS体育・3年	105		保健3・4年
外国語	—	—		—
道徳科	小CS道徳・3年	35		道徳3年
外国語活動	小CS外国語活動・3年	20		Let's Try ! 1
総合的な学習の時間	小CS総合的な学習の時間	50		
特別活動	小CS特別活動	35		
自立活動	特支CS自立活動	70		
合計		980		

## 交流及び共同学習



「交流及び共同学習」での学習活動  
(同じ学びの場で同じ学習活動、異なる教育課程) の場合

※上の図の場合、学びの場が通常の学級であっても  
「教育課程A」の目標・内容に基づき、指導・評価を  
行う必要がある。

※教科書は、「教育課程A」にひもづいたものを選定する。

それぞれの教育課程の  
**目標と内容**を確認しましょう。

**特別支援学級在籍児童生徒の教育課程にしかない  
内容についても、学習できる機会の保障を**

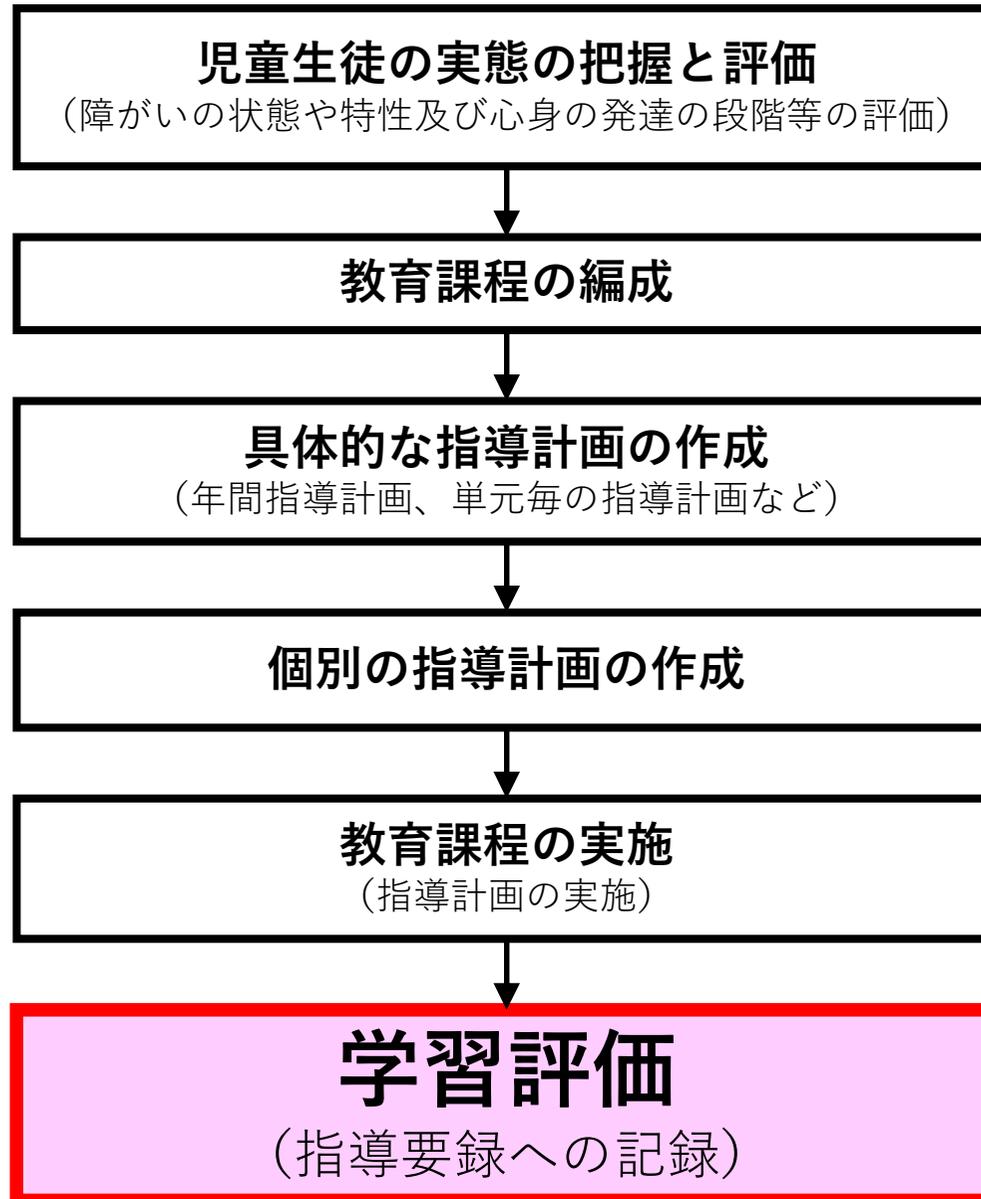
- (例) ①小1音楽の「場」において、知的学級の児童が小1音楽として実施  
→通常の学級の児童と同じ目標・内容  
②小1音楽の「場」において、知的学級の児童が特支CS知的的教育課程  
(交流及び共同学習)として実施  
→特支CS知的音楽には、小学校CS1年音楽にない内容がある

参考：・小学校CSと特別支援学校CSにおいて、内容が異なる例

## 2. 特別支援学級の教育課程 ～学習評価～

- 教育課程と学習評価
- 障がいに応じた学習評価
- 教育課程と評価規準

# 特別支援学級の教育課程編成の流れ

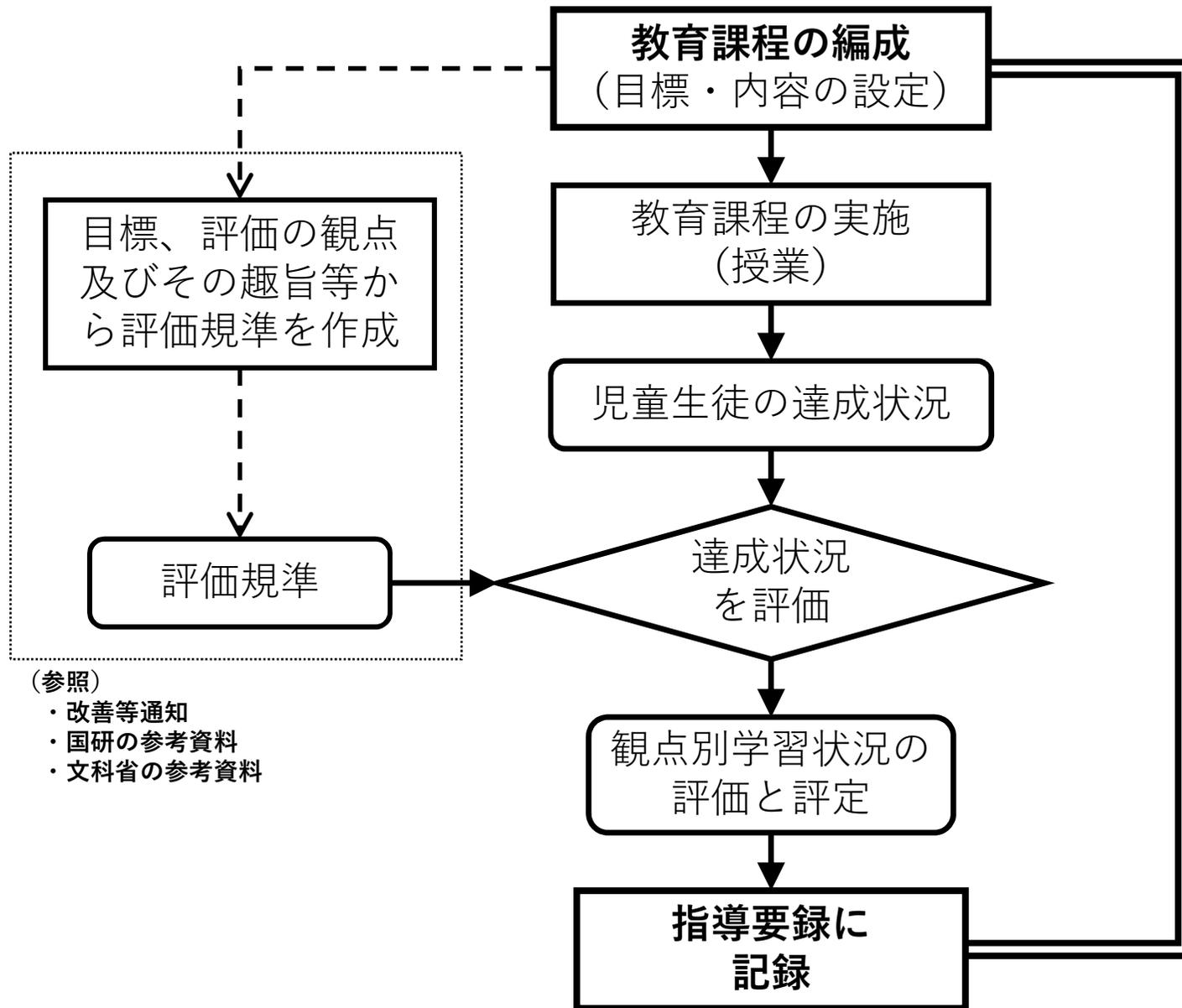


- 教育課程と学習評価
- 障害に応じた対応
- 評価規準

教育課程と学習評価は

一体不可分

# 学習評価の流れ



- 学習評価に関する基本的な考え方は、  
障がいの有無にかかわらず同様である。
- 障がいのある児童生徒については、  
個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。

参考：・平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」  
〔別紙1〕〔2〕

## 教育課程と学習評価の仕方

- 小学校・中学校CSの教科

→ 観点別学習状況の評価（A・B・C）と  
評定（小：1～3／中：1～5）※「下学年」でもこのとおり

- 特支CS知的の教科

→ 評価の観点を踏まえ、箇条書き等で端的に文章記述

(例)

✕ 知的学級だから、文章記述

○ 知的学級の場合、

・ 小学校・中学校CSで行う教科

→ 評価 + 評定

・ 特支CS知的で行う教科

→ 文章記述

参考：・平成31年3月29日付け文科初第1845号「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」

障がいを理由として、○○科の△△の内容  
(単元) が履修できなかったため、○○科の  
評価・評定が付かない(しない/できない)、  
評価・評定が下がる

ということは、ありません。

(例)

- ・ 通知表が空欄
- ・ 「水泳」領域が履修できなかったため、評価・評定が付かない
- ・ 「球技」領域で、実技ができなかったため、評価・評定が下がる
- ・ 目が見えない/耳が聞こえないので、「鑑賞」ができないため、評価・評定が付かない
- ・ テストで、タブレットを使用したため、評価・評定が付かない

など

**障がいのある児童生徒については、個々の児童生徒の障がい等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う**



**「障がい等に応じて工夫された指導内容や指導方法」で指導し、評価する**

**これらの点を踏まえて個別の指導計画を作成し、必要な事項を記載し、他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが必要**

参考：・小学校CS 第1章第4の2 P24  
・小学校CS解説 総則編 第3章第4節2(1) P107  
・中学校CS解説 保健体育編 第3章1(3) P235

### 3. まとめ

# 「障害のある子供の教育支援の手引」 (一部抜粋)



文部科学省

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

## (4) 特別支援学級と通級による指導について

### ① 特別支援学級と通級による指導等との関係について

(略) なお、小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位時間から280単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、過当たり換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで、通常の学級以外での特別な指導を行うことができることとなっている。このため、**例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、過当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきである。**

### ② 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要である。そのため、特別支援学級の子供が、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも在籍し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要である。

また、**教科学習についても、子供一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。**

**このような交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。**

なお、実施に当たっては、**特別支援学級において当該子供に編成した教育課程の目的が達成されるよう、当該子供を担当する教員等が適切な指導を行いつつ、実施する必要があり、指導体制が整わないまま実施することは不適切である。**(略)

## 7 市区町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

### (3) 就学先の決定

(略) より広域的な観点では、市区町村ごとに、就学先についての判断や考え方にばらつきがある状況は、子供一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという基本からは好ましいこととは言えず、このような状況を避けるためにも、**必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行うなどして判断の客観性を確保することが必要である。**

## 8 都道府県教育委員会等における教育相談体制の整備

(略) 地域によっては、特別支援学級や通級による指導、通常の学級等の学び場の判断について、**十分な検討が行われることなく安易に、教員が確実に配置される特別支援学級が選択される事例があるとの指摘がある。**都道府県教育委員会においては、そうした指摘があることにも留意しつつ、本手引に記載の内容や、域内の各市区町村の特別支援学級の設置状況や通級による指導の実施状況等を踏まえながら、必要に応じて、就学決定前の指導・助言を行うとともに、**就学先決定後においても、それぞれの学びの場で編成されている教育課程の内容や子供一人一人の指導の状況等を把握するなどし、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことが求められる。**

## ➤ 教育課程は学校教育の要

- ✓ 定められたルールに則った教育課程の編成、実施等が重要
- ✓ 教育課程の編成と実施、学習評価は、カリキュラム・マネジメントの観点からも、  
不断の見直しが必要
- ✓ 常に児童生徒の障がいの状態等の実態を把握し、最適な教育課程を保つ必要

## ➤ 説明責任を果たしましょう